

**書評** Vazira Fazila-Yacoobali Zamindar, The Long Partition and the Making of Modern South Asia : Refugees, Boundaries, Histories

著者	佐藤 宏
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	49
号	12
ページ	66-70
発行年	2008-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00007210">http://hdl.handle.net/2344/00007210</a>

Vazira Fazila-Yacoobali Zamindar,

*The Long Partition and the Making of Modern South Asia: Refugees, Boundaries, Histories.*

New York: Columbia University Press, 2007,  
xiv + 288pp.

佐藤 宏

I 本書の主題

本書の表題であるThe Long Partitionは簡単にみえて日本語に訳しにくい。ここで扱われるのは、1947年8月のインド・パキスタン分離独立（パーティション）を起点とする両国の国家形成過程である。とりわけ市民権の設定に至る過程での、難民とその近親者に対する移動の規制、難民財産の処理、パスポート制度の導入などが考察の対象となっている。独立国家によるこれらの行政措置は、分離独立で国境の両側に引き裂かれた家族や親族のその後の移動、さらには国民としてのアイデンティティ認識にまで深刻な影響を及ぼしてきた。インド・パキスタン間の陸上交通の再開や、国境をまたいだ親族の婚姻・往来など、私たちが、両国の新聞で今なおひんぱんに目にする報道の背景を理解するためには、本書が扱うインド西部国境地域での難民移動をめぐる独立後の政策展開を頭におく必要がある。それゆえに、本書の表題は「分離独立の長い影」と意識することが適切のように思われる。南アジアの人々は今なお、「分離独立の影」のもとに生きているのである（p. 12）。

実はベンガル、アッサムの東部国境についても、しばしば“prolonged partition”という似かよった表現が用いられてきた。これは現在のバングラデシュ

とインドの東部国境地域における難民排出が、1947年の分離独立以降も、時には奔流となって絶えることなく続いてきたことを意味する<sup>(注1)</sup>。これに対して著者の用いる“long partition”は、分離独立を基点とする国家形成にともなう移動の規制、市民権の設定、あるいは両国のマイノリティ社会のなかに持ちこまれた国民と「非」国民の微妙な線引きなど、著者の表現では「分離独立の効果」(Partition effects, p. 238)を意味している。

本書では、「なぜ分離独立か」という「分離独立に至る道」への問いではなく、この政治的な分割が残した、あるいは生み出した植民地後の政治的負荷（the post-colonial burden of this political partition）が考察の対象である（p. 3）。著者の関心は、国家によって引かれた市民の家庭と日常生活のなかの「境界線」（pp. 12-13）に向けられる。こうしたものは直接に公文書に表れることは少ないから、方法としては両国の公文書をもとにする文献研究に加えて、難民やその親族らの聞き書きによるオーラル・ヒストリーの手法がとられることになる。著者は、これを「記録と記憶の往復」（p. 3）と表現している。主としてデリー、旧連合州のムスリム・インフォーマントのつてを頼りに難民家族のただなかに引かれた境界を探り当てるために、著者は証人を求めて「あちらこちらと歩き回る」（peripatetic, p. xi）のである。本書の手法のもうひとつの特徴は、同時代のウルドゥー語紙に表れた難民問題に関する報道、投書、挿絵、風刺画などの効果的な利用である。これらの入念な作業によって、読者は同時代の場景に巧みに引き入れられる。とりわけ本書でのウルドゥー語紙の利用はきわめて効果的である。主題のたしかな選択、探索資料の豊富さによって、本書は南アジアの国民国家形成過程とその下に生きてきた両国のマイノリティの苦難をいきいきと描いた優れたモノグラフとなっている。

II 内容紹介

本書は、一部にやや凝った訳しにくい表題がつけられた5つのパート、全7章から構成されている（バ

ート番号は原著にはない。紹介の便宜のために評者がつけた)。主題は1947年から52年まで、あるいは問題によっては60年代以降、今日まで、時間の継ぎに沿って配置されている。

### 1. 導入——分離独立の場——

#### 2. 難民の発生, 1947

第1章 デリーからのイスラーム教徒の流出

第2章 カラーチーからのヒンドゥー教徒の流出

#### 3. 動く人々, 動かさない財産

第3章 難民, 境界, 国民

第4章 難民化の経済学

#### 4. 想像された境界, 想像しえざる国民

第5章 パスポートと境界

第6章 パスポートの幻像性

#### 5. 結論として

第7章 境界を動かすこと

### 1. 導入——分離独立の場——

本書で強調されるのは、分離独立時の物理的、身体的な暴力につづいて離散家族、近親者たちを襲った「国家による行政的暴力」である (p.2)。「行政的暴力」は人々の往来を規制し、市民権の帰属を確定する(国民を定義する)ことによって、一時的に生じたにすぎない別離までもも固定化する。場合によっては、国家的な忠誠心への疑いをマイノリティに投げかけることで、彼らを国境の向こう側に放逐することまでも敢えて行う。とりわけ分離独立直後のインドでは、家族の一員がパキスタンに避難しているということだけでも、それをイスラムの忠誠心への猜疑に結びつけることが、末端行政では容易にみられたのである。本書は、こうしたマイノリティの不安な立場を、独立後の「国民」に関する「政治言説」のレベルにとどまらず、国家的な忠誠心や市民権などの「制度的サイト」において彼らに対して行使された「行政的暴力」のありかた (p.11) をつうじて、明らかにするのである。

#### 2. 難民の発生, 1947

第2部では、難民移動の連鎖の両端であるデリーとカラーチーからの難民排出の過程を描く。第1章

ではデリーからのイスラーム教徒の流出、第2章はそれに誘発された面もあるカラーチーからのヒンドゥー教徒の避難のようすが描かれる。

分割されたパンジャブからのヒンドゥー、シク難民の流入は、デリーや近隣の連合州などで、襲撃を恐れたイスラム難民の大規模な群を生み出した。しかし、著者が強調しているように、時として全く迫害の恐れのない地域でも警察などがイスラムに避難を呼びかけている。いわば「恐怖の連鎖」を行政自らがすすんで作り出した側面すらみられたのである (p.27)。「空き家」になったイスラムの住居はパンジャブからのヒンドゥー、シク難民によって占拠された。デリー最大のイスラム難民収容所となったプラーナー・キッラーの難民キャンプでは、一人ひとりの意思とは無関係に、難民がパキスタンへの難民列車に積み込まれるという事態が生まれた。キャンプはパキスタンを選択してカラーチーに向かうイスラム公務員の集合場でもあったから、難民はパキスタンを選択したものとみなされたのである (p.34)。デリーとその周辺、特に連合州のイスラム難民はラージャスターン地方とスインド州の国境閉門であるムナバオ=コクラパル<sup>(註2)</sup>を経由して、新たなパキスタンの首都となったカラーチーに送り込まれた (以上第1章)。

パンジャブでの大規模な難民流出に比べればスインド州では、独立直後の状況は比較的平穏であった。しかしインドからの難民の到着はヒンドゥー・イスラム関係の緊張をひきおこした。ヒンドゥー難民の流出には1948年1月6日の宗派暴動が決定的な契機となった。さらに新首都の行政需要や流入難民対策としての住宅、施設の需要からパキスタン政府がヒンドゥー教徒資産の収用を行ったことが、彼らの流出を促した (p.55)。にもかかわらず、インドからのイスラム難民の流入はこうした措置で対応できる規模をはるかに超えていた。カラーチーの街頭は路上生活者と化した難民で溢れ、ヒンドゥー教徒の残置した財産の割り当て担当部署 (Rent Controller's Office) は、汚職腐敗の巣となった (pp.59-60)。「イスラム国家」を標榜して独立をしたパキスタンの指導層は、イスラム難民流入による過重な負担に

耐えられないというジレンマに直面したのである (pp.70-71)。

### 3. 動く人々、動かさない財産

分離独立に引き続く難民の移動は、一時的な避難の部分を多く含んでいたもので、難民すべての動きを、どちらか一国を自覚的に選択した行動とみなすことは現実的ではなかった。にもかかわらず両国政府は、移動と財産の管理を強化することで、国家の壁を早急に立ち上げようとした。この第3部では、1948年に西部国境に関して導入された難民の移動規制、いわゆるパーミット制度 (第3章)、および難民が残置した財産の放棄や売却につながる「疎開者財産」(evacuee property) 立法の制定と運用 (第4章) が、両国での豊富な実例とともに紹介される。

1948年に入ると、パキスタンに避難したムスリム難民のなかに、住宅、雇用の不足などから再度インドへの帰還を望む人々がでてきた。1948年1月のガンディー生涯最後の断食によってもたらされた事態の沈静化、あるいはカラーチーに典型的にみられる難民の期待に反した絶望的な状況、こうしたものが逆流の背景にあった。しかし、すでに彼らの住居はヒンドゥーやシク難民によって占拠されているケースが多く、彼らの帰還は問題を複雑にした。また帰還を望むもののなかには、かつてのムスリム連盟員も含まれた。インド政府は帰還希望者の無条件受け入れを拒否し、西部国境の移動に対してのみ適用されるパーミット (許可) 制度を導入した。

しかし、インド当局は永住許可の発行にきわめて慎重であり、取得できるのは一時居住許可が多かった。一時居住許可は「退去」を前提とするから、首尾よく帰還を果たした後に、多くのムスリムは許可証を破棄し、パキスタン滞在の公的証拠を抹消することもできる。のちにパスポート制度においてもみられる「市民権」問題との厄介な関係がここに生まれてくるのである。

また、国境の両側に難民が残してきた土地、家屋、家財などの残置財産 (疎開者財産) については、当初両国は、所有権を残したまま、その利用に限ってこれら残置財産を流入難民に開放したが、こうした現状維持策は長くは続かなかった。インドにせよパ

キスタンにせよ、残置財産はしだいに、流入してきた難民 (displaced persons) に対する補償、取り分として確保される傾向が強められた。さらに進んで、「みなし疎開者」(deemed evacuees) という行政用語によって、現に居住しているもの (マイノリティ) の財産までが、半ば強制的な取用の対象となった。このほかに、とくにパキスタン政府は公務施設の不足を補うためにマイノリティ資産の取用措置をとった<sup>(注3)</sup>。スインドにおいてもデリーにおいても、こうした政策の転換によって、家族の一部が相手国側に避難した家族については、その財産の一部 (あるいは全部) が「みなし疎開者」財産として、難民への提供対象となった。複数の部屋の一部に難民 (当然「異教徒」である) が「同居」し、便所や浴室を「共用」するなどという事態までが生まれたのである。こうした事態に耐えられない所有者が家屋を売却するか、自らも「難民」と化して隣国に移住するかの選択を迫られた。

### 4. 想像された境界、想像しえざる国民

第4部では、1952年のインド・パキスタン間パスポート制度の導入とその運用を、それぞれ2つの章に分けて取り上げる。国家が「国民」創出のために多様な社会的紐帯を行政的に断ち切る一方で、その結果生み出した「国民」(Nations) の境界は絶対化されるという、「境界」をめぐる「行政的な暴力」の選択的で不均衡な働きが、このベネディクト・アンダーソン風の表題が意味するものであろう。

第5章の主題はパスポート制度導入の過程である。パーミット制度はインドが導入したが、パスポート制度の導入はパキスタンが提唱した。そのきっかけが1952年2月21日の東パキスタンにおけるベンガル語公用語化要求を契機とする学生と警官隊の衝突事件にあったことについて、評者は以前指摘したことがある [佐藤 2005b]。インド側から送り込まれた共産主義者が2月21日事件の背後にいるとみた東ベンガル政府が、パスポートの導入によって活動家の流入を規制しようとしたことがパスポート導入の契機であると評者は考えている。本書では、この点に触れてはいるが、基本的には西パキスタン側の事情、とりわけ1950年2～3月のベンガル暴動を契機とす

る連合州やデリーからの大規模なムスリム難民の流入が契機となったとする説をとる。両者の要因がどの程度、どのような形で絡みあったのかについては、一次資料によるさらなる考究の余地がありそうである。

パーミットの一回性に対して、パスポートの場合は、個人に属する永続的な記録であると同時に、市民権との対応が問題となりうる。「パスポート」と国籍は、いわば当然の組み合わせのように思われるが実はそうではない。通行証と国籍証明というパスポート機能の二重性は大きな問題となった (p. 162)。例えば、パキスタンにいる親族の病状を確認するためにコクラバル経由でパキスタンに無許可で入国したムスリムが、再度インドの家族のもとに戻るとき、パキスタンのパスポートなしにはインドに入国できない。また十分な識字能力に欠けるために、パスポートの何たるかを理解しない人々にとっては、パスポートは家族の下に戻る単なる「手続き」にすぎない。彼らにとって、大事なのは、国籍ではなく親族との往来であるから、通行証にすぎない「パスポート」は、「パーミット」と同じく、入国後破棄してしまえばいいのである<sup>(註4)</sup>。だがインド政府・国家にとっては、パキスタン・パスポート所持者は治安上の要観察者である。追放処置の対象にもなる。しかし、パスポートをすでに破棄してしまった人物をパキスタン側が受け入れるはずもない。「インド人」とも「パキスタン人」ともみなされない受け入れ手のない「国を喪った」人々がこのようにして生み出される。著者が「マントー的」(Mantoesque, p. 2)と導入部で形容する世界がここに現出する<sup>(註5)</sup>。パスポート制度の導入は、こうして難民やマイノリティとその家族の周辺に、数限りない潜在的無国籍者を生み出すことになった。

### 5. 結論として (第7章)

現代の南アジアは、本書で考察したような長期にわたる国民国家形成期を考慮に入れずして理解することはできない (p. 229)。分離独立とそれに続く時代に形成された境界が、いかなる問題を生み出し、それらが人々にどのように記憶されているのか、かつまた、2つの国家はそれらの境界をどのように正

当化し理念づけているのだろうか。歴史記述は、移動の規制や市民権の確定作業によって作り出されたこれらの境界を、与えられたものとしてではなく、それらを問い直し (interrogate)、かつ動かしてみる (move) ことから始まる (p. 238)。これが第7章にしるされた本書の結論である。

### III いくつかの感想

最後に感想と細かい疑問点を3点提示しておきたい。

(1) 本書は、デリーとカラーチーの両地点を結ぶ難民社会にスポットを当てているが、東西2つの国境地帯での難民問題は、1950年暴動、さらにはパーミット制度からパスポート制度への移行の背景にみるように、きわめて密接に関連している。むしろ本来的に切り離すことができない。また、分離独立のもとでのマイノリティの置かれた状況という側面からみれば、カラーチーのヒンドゥー、デリーのムスリム、東ベンガルのヒンドゥーが直面した状況は、全くといってよいほど重なり合う。本書に描かれるマイノリティ財産の半ば強制的な収用、難民との同居を強いられたマイノリティなどの状況は、実は東ベンガルでもみられた現象である [佐藤 2005a]。このように、現象の連関性と並行性という点で、本書の研究はベンガル、アッサムなどの東部国境地帯での研究と、きわめて強い補完関係にある。おそらく、分離独立と難民の問題は、これにカシュミール地方を加えた、東部と西部の国境地帯、それにカシュミールという3地域の動向を重ね合わせたときに、より立体的な構図が浮かび上がるだろう。

(2) ベンガルを視野に入れるということと関連して、本書でのサルダール・ヴァッラブパーイー・パテル (Sardar Vallabhbhai Patel) の描き方に、評者はやや疑問を感じる。著者は、(パンジャープの)ヒンドゥー教徒とシク教徒をすべてインド市民として受け入れると述べた、分離独立直前の発言で彼の立場を代表させているが (pp. 5, 53)、同趣旨の発言は1950年暴動に際してネルーも東ベンガルのヒンドゥー教徒について行っている [佐藤 2005b]。他

方で、両名ともに東ベンガルのヒンドゥー教徒に対しては、この暴動の発生の直前までは、彼らのインド国籍への資格に否定的な発言を繰り返していた[佐藤 2005a]。パテールを上記のように描くことは、パテールとヒンドゥー至上主義的な「人口交換論者」との間の政治理念上の距離を見落とすことになる(実際に見落としていると思われる)。パテールはヒンドゥー至上主義的な「人口交換論者」であるよりは、国家形成を自身に課せられた最大の優先課題であると信じる「国家主義者」であったと評者は考えている。

(3) 細部にわたるが、本書では奇妙なことに、1951年から52年にかけて第一次連邦下院選挙が行われた後の52年8月や11月に至っても、「制憲議会」が存在することになっている(p.131, 対応する第5章巻末注12, 44)。巻末注の前におかれた参考資料の略号リストにも、インドに関しては、CAI, Constituent Assembly of India, Legislative Debatesとのみある。1957年まで制憲議会が存続したパキスタンの状況にひきずられたのであろうか。また、第3章注60にある“citizenship laws”とは、本文中の対応する記述(p.106)にあるように、憲法の市民権条項(provisions)の第5条から第9条までをさすのであり[佐藤 2004]、法律(laws)という表現は誤りである。

(注1) 東部国境地域の難民の発生、それにかかわる市民権問題などについては、佐藤(2004; 2005a; 2005b)を参照されたい。本書の主題である、移動規制、難民による残置財産の処理、パスポート制度の導入などは、これら論文における評者の重要な関心対象でもあった。とくに、最後の論文では、残置財産とパスポート制度の導入についても、独立の節を設けて論じたが紙幅の大幅な超過のために削除した。「南アジアにおける市民権の政治」という主題の一部として、本書の成果も参考に、東部国境地域の視点からあらためて論じてみたい。

(注2) この国境は1965年の第2次印パ戦争の際に

閉じられたが、2006年1月に実に約40年ぶりに開放されたことは記憶にあたらしい。

(注3) これに関連して、イスラエルにおけるアラブ系住民の財産収用法に、インド、パキスタンの残置財産立法が影響を与えたことを明らかにした興味深い研究も紹介されている(p.130)。

(注4) 今日でも、こうした事態は頻繁に発生しており、インド政府はパキスタン・パスポートの所有者がインド入国後に消息を絶つことを常に警戒し、監視している。当然、今日では、「テロリズム」への警戒が、インド政府としての最大の関心事になっている。

(注5) 「マントー的」(Mantoesque, p.2)とは、分離独立を背景とした政治寓話として、いまや「古典」の位置を占めるサアダット・ハサン・マントー(Saadat Hasan Manto)による短編「トーパー・テーク・スィング」に描かれた状況を指す。その結び部分のみを引用する。「あちらには、鉄条網ごしにインドがあった——こちらには、同じような鉄条網の後ろにパキスタンがあった。その中間の何も名前のない一片の土地の上にトーパー・テーク・スィングは倒れていたのだった。」[マントー 1988, 29]

#### 文献リスト

- 佐藤宏 2004. 「南アジアにおける難民と国籍」『地域研究』第6巻第2号.  
 —— 2005a. 「南アジアにおけるマイノリティと難民——国民国家形成期における東西ベンガル——」『アジア経済』第46巻1号.  
 —— 2005b. 「南アジアにおけるコミュニカル暴動と難民化——1950年暴動とネルー・リヤカト合意——」『アジア経済』第46巻7号.  
 マントー, サアダット・ハサン 1988. 『黒いシャルワール』(鈴木斌・片岡弘次編訳) 大同生命国際文化基金.

(南アジア研究者)